

研修病院等見学支援事業助成金 交 付 要 領

医 保 第 2 0 - 1 6 3 号
令 和 6 年 1 0 月 8 日

一部改正医保第20-44号
令 和 7 年 4 月 1 日

三重県 医療保健部 医療人材課

研修病院等見学支援事業助成金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号）および医療保健部関係補助金等交付要綱（平成30年三重県告示第239号）第4条の規定に基づき、予算の範囲内において研修病院等見学支援事業助成金の交付に必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この助成金は、三重県外在住の医学生および研修医が、県内で臨床研修または専門研修を行おうとする際、研修病院の見学に必要な旅費等を助成することによって、県内での臨床研修医および専攻医の増加を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要領において、「研修病院」とは、別表に掲げる医療機関をいう。

(助成対象者)

第4条 この事業の対象者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 三重県内での臨床研修を検討している県外在学の5年生の医学生であって、三重県で臨床研修を行う目的で、三重県内の基幹型臨床研修病院を2カ所以上見学しようとする者
- (2) 三重県での専門研修を検討している県外在住の臨床研修医であって、三重県で専門研修を行う目的で、三重県内の専門研修施設を見学しようとする者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は助成対象外とする。

- (1) 見学にあたり研修病院から旅費の支給を受けている者
- (2) 三重県の研修病院以外の医療機関での従事義務のある者
- (3) 自治医科大学および防衛医科大学校に在籍している者

(助成対象経費)

第5条 病院の見学の行程上必要と認められる交通費等の経費に対して、1病院の見学あたり1万円（3病院を上限とする）を助成する。

(助成事業の対象期間)

第6条 助成金の交付対象期間は、助成金の交付決定のあった日の属する年度の4月1日から当該年度の最終開庁日までとする。

(助成金の申請)

第7条 助成対象者は、見学終了後1か月以内または当該年度の最終開庁日のいずれか早い日までに、交付申請書・実績報告書（第1号様式）1部および添付書類を知事に提出しなければならない。

(助成金の交付回数)

第8条 助成金の交付は、一の年度において1回とする。

(助成金交付申請書の受付)

第9条 知事は、受け付けた助成金交付申請に係る助成金額の合計が予算額を超えると認められる場合は、予算額に達した日の翌日から交付申請の受付を停止するとともに、予算額に達した日に受け付けた交付申請は、先着順により予算額の範囲内で受け付けるものとする。

(交付決定及び支払い)

第10条 知事は、第7条に規定する書類の内容を審査し、適当であると認めたときは、助成金の額の確定を行い、交付決定兼確定通知書（第2号様式）により申請者に通知するとともに、助成金を申請者の指定する金融機関の口座に振込の方法で支出するものとする。

なお、申請内容および実績報告により、不适当と認めたときには、不交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第11条 この助成金の交付の決定には、次の条件を付するものとする。

- (1) 三重県の交付する補助金等からの暴力団排除措置要綱（以下「暴力団排除要綱」という。）別表に掲げる一に該当しないこと。
- (2) 暴力団排除要綱第8条第1項に規定する不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告すること。
- (3) この助成金の対象経費と交付について、重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(助成金の返還)

第12条 知事は、助成金の交付決定を受けた者または交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消しまたは既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 三重県補助金等交付規則およびこの要領の規定に違反したとき
- (2) 不正又は虚偽の申請により助成金の交付決定を受けたとき

(申請の取下げ)

第13条 助成金の交付申請の取下げをしようとする者は、第10条の交付決定兼確定通知のあった日から7日以内に取下届出書（第3号様式）1部を知事に提出しなければならない。

2 前1項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付決定はなかったものとみなす。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要領は、令和6年10月8日から施行し、令和6年4月1日以降に行われた見学の経費に対する助成金について適用する。

別表（第3条関係）

【研修病院】

基幹型臨床研修病院	専門研修施設
いなべ総合病院 桑名市総合医療センター 四日市羽津医療センター 市立四日市病院 県立総合医療センター 鈴鹿中央総合病院 鈴鹿回生病院 三重大学医学部附属病院 三重中央医療センター 岡波総合病院 松阪中央総合病院 済生会松阪総合病院 松阪市民病院 伊勢赤十字病院 県立志摩病院 伊賀市立上野総合市民病院	市立四日市病院 県立総合医療センター 鈴鹿回生病院 三重大学医学部附属病院 岡波総合病院 伊勢赤十字病院 三重県立こころの医療センター 藤田医科大学七栗記念病院 紀南病院